


大学生等応援給付金事業を開始します

町では、新型コロナウイルス感染症に対応する益城町“エール”プロジェクトのうちの1事業として、コロナ禍の影響を受けている大学生等[■]の皆さんに、生活・学業の継続を支援するため補助金を給付します。

主な内容

- 申請期間** 5月6日(木)～9月30日(木)
- 給付金額** 30,000円(1回限り)
- 対象者** 申請時点で、益城町に住民登録している保護者などに扶養されている大学生など。在学中の大学等の所在地や、大学生等本人の住民登録地は問いません。
- 申請方法** 次の①または②の方法で申請してください。
- ①町ホームページの申込フォーム 
<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0034486/index.html>
- ②郵送(様式は町HPでダウンロード)

注意事項

- ・申請には、大学生等である証明として「在学証明書」などと、大学生等本人が益城町在住の保護者などに扶養されている証明として「保険証」が必要です。
- ・申請の際は、申請内容の確認を十分に行ってください。不備などにより給付手続きが完了せず、学生本人と連絡が取れなかった場合は、申請の取り下げがあったものとみなします。

■学校教育法の規定に基づく「大学、大学院、短期大学、高等専門学校(第4、5学年に限る)、専修学校(専門課程に限る)」に在学中の人。

問 企画財政課 復興企画係

☎ 234 - 6150(大学生等応援給付金事業専用番号)

✉ daigakusei-ouen@town.mashiki.lg.jp

まちづくり活動団体支援助成金の申し込み開始

町では、新たな公共の担い手である「まちづくり活動団体」の活動しやすい環境づくりの一環として、「まちづくり活動団体支援助成金」事業を実施します。



主な内容

- 申込期間** 5月1日(土)～31日(月)
- 申請団体条件** まちづくりを主たる目的とし、主に町内で自主的かつ公益的な活動を行う団体(他にも一定の要件があります)
- 助成金額** 対象経費の合計額
※上限20万円
(予算の範囲内で交付)

助成の対象となる事業

- ①健康、福祉、医療の増進を図る事業
- ②子どもの健全な育成を図る事業
- ③学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る事業
- ④観光、レクリエーションの振興を図る事業
- ⑤地域づくりの推進を図る事業
- ⑥国際交流、地域間交流の推進に係る事業
- ⑦町特産品の開発などの推進に係る事業
- ⑧平成28年熊本地震の記憶の継承に係る事業
- ⑨その他まちづくり活動に寄与すると認められる事業

その他

申し込み方法などの詳細については、町ホームページまたは企画財政課にある「益城町まちづくり活動団体支援助成金申請の手引き」をご確認ください。

問 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223